

## 分権型社会の実現に向けて：アピール 1

平成 12 年 7 月 18 日  
全国知事会議セミナー分科会 1

地方分権一括法の施行により、地方分権は実行の段階を迎えた。しかし、それは第一歩であり、真の地方分権を確立するまでの道のりはまだ遠いと思わなければならない。

今回の全国知事会議セミナーの第 1 分科会では、こうした状況を踏まえ、「国と地方の新しい関係」のテーマのもと、闊達に意見を交換したところである。

その主な意見と、それに関して取るべき措置についての考え方は次のとおりである。

- 1 まず、このたびの地方分権一括法の趣旨を踏まえ、地方自治体が主体的な政策展開を図っていくためには、地方税財源の充実強化が不可欠であるとの意見が強く述べられた。

これについては、消費税や所得税等地方行政の性格に適合した税源の地方への移譲や外形標準課税の早期導入、さらには国庫補助負担金の整理等の制度改革が行われるよう、国会、税制調査会などに対して、一層強力に求めていく必要があると考える。

- 2 また、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担の基準を明確にすることを求めるために、当面の課題として、地方自治体の事務に係る法令の制定・改廃や新たな制度創設に際して、地方からの意見を国政に反映させる国と地方の調整システムを確立していくことが必要であるとの意見が述べられた。

これについては、その制度化に向けた全国知事会としての検討を急ぎ、国の地方分権推進委員会をはじめ、広く国民に向け提言していくべきであると考えられる。

- 3 その他、

- ・地方交付税総額の安定的確保
  - ・統合補助金制度の充実
- を求める意見が多く出されたほか、
- ・連邦制、道州制、徴税一元化などの検討
  - ・国の権能と地方自治のあり方に関する憲法の規定の改正等についても意見が述べられた。さらに
  - ・地方行革の状況についての適切な情報提供
  - ・地方分権時代における国の地方支分局のあり方
  - ・市町村合併
- についても議論が展開された。